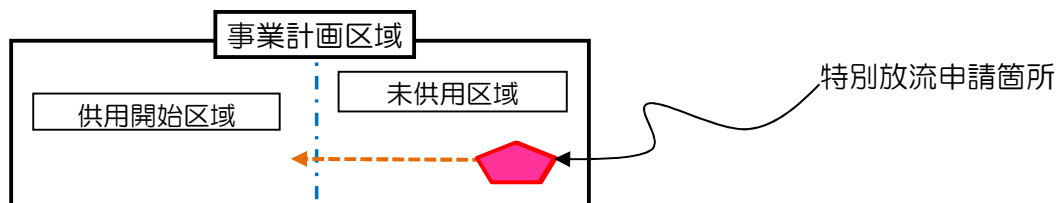


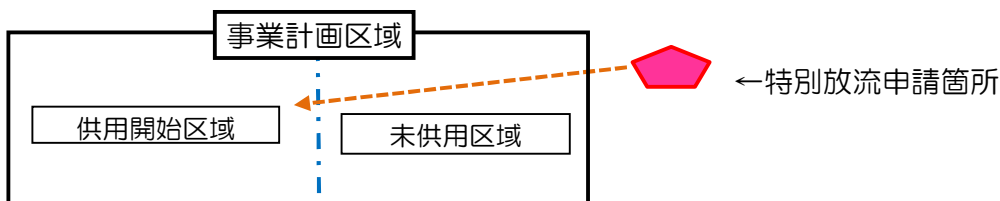
・特別放流の申請方法について

- ①事業計画区域内で未供用区域の場合
(各下水道管路管理センター・支所にて手続き)



*市街化区域、市街化調整区域にかかわらず特別放流申請受理

- ②事業計画区域外の場合 (下水道部計画課にて手続き)



※供用開始区域について

京都市上下水道局が管理している下水道台帳で確認できます。

<https://kyoto-city.dx.genavis.jp/>

下水道台帳の供用開始区域の確認方法は、以下のURLにある操作方法P15をご参照ください。

https://kyoto-city.dx.genavis.jp/custom/portal/assets/pdf/kg_mapmanual.pdf

※事業計画区域について

京都市上下水道局のホームページで確認することができます。

(詳細については、下水道部計画課へお問い合わせください。)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/cmsfiles/contents/0000242/242236/osuiseibizu.pdf>

上下水道局下水道部計画課
電話：075-672-7839
ファックス：075-682-2719

<特別放流許可申請に必要な書類>

- ①特別放流許可申請書(申請者押印不用)
- ②排水施設内訳書
- ③位置図
- ④系統図(竣工図)(1/2500) ※取付管のみの接続の場合は不要
図面(平面・縦断1/500) ※取付管のみの接続の場合は不要
- ⑤土地登記簿謄本(原本※3か月以内に取得したもの)
- ⑥公図(原本※3か月以内に取得したもの)
- ⑦流量計算
(代理人が提出する場合)
 - ・委任状：申請者の実印での押印が必要
 - ・申請者の印鑑証明書(原本※3か月以内に取得したもの)(代理人が提出し、かつ法人の場合)
 - ・代表者事項証明書(原本※3か月以内に取得したもの)人の場合